

京 都 大 学 事 務 組 織 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前				改 正 後			
(前 略)				附 則 この規程は、平成30年10月1日から施行する。			
別表1 } (略) 別表2 }				別表1 } (同 左) 別表2 }			
別表3 (第8条関係)				別表3 (第8条関係)			
1 組 織	2 特命事項	3 設置 組織・職	4 必要 事項を定 める者	1 組 織	2 特命事項	3 設置 組織・職	4 必要 事項を定 める者
総務部	(略)			総務部	(同 左)		
	個人情報保護及び情報公開に係る事務に関し、法務室長を助け、及び管理すること。	法務室情報公開主幹	総務部法務室長		個人情報保護及び情報公開に係る事務に関し、法務室長を助け、及び管理すること。	法務室情報公開主幹	総務部法務室長
	医学研究科及び医学部附属病院に係る人事事務に関し、人事課長を助け、及び管理すること。	人事課医学・病院人事事務室長	総務部人事課長		男女共同参画推進に係る事務に関し、人事課長を助け、及び管理すること。	人事課男女共同参画推進室長	総務部人事課長
	(略)				(同 左)		
別表4 } (略) 別表5 }				別表4 } (同 左) 別表5 }			